

○厚生労働省告示第三百二十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）に残留するカスガマイシンの量の限度、やまいも、チンゲンサイ、カリフラワー、エンダイブ、アスパラガス、にんじん、セロリ、その他のせり科野菜、なす、その他のうり科野菜、その他の野菜、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、いちご及びその他のハーブに残留するバリダマイシンの量の限度、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、ばれいしょ、はくさい、ブロッコリー、なす、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、オクラ、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、うめ、いちご、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、ぶどう、バナナ、キウイ、パイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴ、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、綿実、ホップ、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属

する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪及びその他の家きんの脂肪に残留するフェンプロパトリンの量の限度並びに米、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、なす、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶ

どう、かき、キウイ、グアバ、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒ豆、ホップ、その他のハーブ、鶏の脂肪及びその他の家きんの脂肪に残留するプロクロラズの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から適用し、 $\alpha$ -トレンボロン及び $\beta$ -トレンボロン試験法については、告示の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

令和三年八月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

出 産

出 産

第 1 食品

第 1 食品

A 食品一般の成分規格

A 食品一般の成分規格

1～5 (略)

1～5 (略)

6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(4)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(4)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
(略)		
カスガイニン	米	0.2ppm
	大豆	0.04ppm
	小豆類	0.2ppm
	えんどう	0.04ppm
	そら豆	0.04ppm
	その他の豆類	0.04ppm
	ばれいしょ	0.2ppm
	てんさい	0.2ppm
	だいこん類の根	0.2ppm
	だいこん類の葉	0.2ppm

第1欄	第2欄	第3欄
(略)		
カスガイニン	米	0.2ppm
	大豆	0.04ppm
	小豆類	0.2ppm
	えんどう	0.04ppm
	そら豆	0.04ppm
	その他の豆類	0.04ppm
	ばれいしょ	0.2ppm
	てんさい	0.2ppm
	だいこん類の根	0.2ppm
	だいこん類の葉	0.2ppm

はくさい	0.2ppm
キヤベツ	0.2ppm
芽キヤベツ	0.2ppm
ブロッコリー	0.6ppm
その他のあぶらな科野菜	0.2ppm
ごぼう	0.2ppm
レタス	2ppm
たまねぎ	0.2ppm
ねぎ	0.2ppm
にんにく	0.2ppm
にんじん	0.2ppm
セロリ	3ppm
トマト	0.5ppm
ピーマン	0.2ppm
なす	0.1ppm
その他のなす科野菜	2ppm
きゅうり	0.2ppm
すいか (果皮を含む。)	0.4ppm
メロン類果実 (果皮を含む。)	2ppm
オクラ	0.2ppm
未成熟えんどう	0.04ppm
未成熟いんげん	0.04ppm
えだまめ	0.04ppm
その他の野菜	0.04ppm
みかん (外果皮を含む。)	0.2ppm
なつみかんの果実全体	0.2ppm
レモン	0.2ppm
オレンジ	0.2ppm
グレープフルーツ	0.2ppm
ライム	0.2ppm
その他のかんきつ類果実	0.2ppm

はくさい	0.2ppm
キヤベツ	0.2ppm
芽キヤベツ	0.2ppm
ブロッコリー	0.2ppm
その他のあぶらな科野菜	0.2ppm
ごぼう	0.2ppm
レタス	0.2ppm
たまねぎ	0.2ppm
ねぎ	0.2ppm
にんにく	0.2ppm
にんじん	0.2ppm
トマト	0.2ppm
ピーマン	0.2ppm
なす	0.1ppm
その他のなす科野菜	0.2ppm
きゅうり	0.2ppm
すいか	0.2ppm
メロン類果実	0.2ppm
オクラ	0.2ppm
未成熟えんどう	0.04ppm
未成熟いんげん	0.04ppm
えだまめ	0.04ppm
その他の野菜	0.04ppm
みかん	0.2ppm
なつみかんの果実全体	0.2ppm
レモン	0.2ppm
オレンジ	0.2ppm
グレープフルーツ	0.2ppm
ライム	0.2ppm
その他のかんきつ類果実	0.2ppm
りんご	0.2ppm





		にんじん	0.01ppm
		パセリ	0.01ppm
		セロリ	0.01ppm
		みつば	0.01ppm
		その他のせり科野菜	0.01ppm
		トマト	0.01ppm
		ピーマン	0.01ppm
		なす	0.01ppm
		その他のなす科野菜	0.01ppm
		きゅうり	0.01ppm
		かぼちや	0.01ppm
		しろうり	0.01ppm
		すいか (果皮を含む。)	0.01ppm
		メロン類果実 (果皮を含む。)	0.01ppm
		まくわうり (果皮を含む。)	0.01ppm
		その他のうり科野菜	0.01ppm
		ほうれんそう	0.01ppm
		オクラ	0.01ppm
		しょうが	0.01ppm
		未成熟えんどう	0.01ppm
		未成熟いんげん	0.01ppm
		えだまめ	0.01ppm
		その他の野菜	0.01ppm
		りんご	0.01ppm
		いちご	0.01ppm
		その他のスパイス	0.01ppm
		その他のハーブ	0.01ppm
(略)			
コリスチン	(略)		(略)
酢酸トレンボロ	牛の筋肉		0.002ppm
シ	豚の筋肉		不検出

		にんじん	0.01ppm
		パセリ	0.01ppm
		セロリ	0.01ppm
		みつば	0.01ppm
		その他のせり科野菜	0.01ppm
		トマト	0.01ppm
		ピーマン	0.01ppm
		なす	0.01ppm
		その他のなす科野菜	0.01ppm
		きゅうり	0.01ppm
		かぼちや	0.01ppm
		しろうり	0.01ppm
		すいか (果皮を含む。)	0.01ppm
		メロン類果実 (果皮を含む。)	0.01ppm
		まくわうり (果皮を含む。)	0.01ppm
		その他のうり科野菜	0.01ppm
		ほうれんそう	0.01ppm
		オクラ	0.01ppm
		しょうが	0.01ppm
		未成熟えんどう	0.01ppm
		未成熟いんげん	0.01ppm
		えだまめ	0.01ppm
		その他の野菜	0.01ppm
		りんご	0.01ppm
		いちご	0.01ppm
		その他のハーブ	0.01ppm
(略)			
コリスチン	(略)		(略)
(新設)			

その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	不検出
牛の脂肪	0.002ppm
豚の脂肪	不検出
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	不検出
牛の肝臓	0.01ppm
豚の肝臓	不検出
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	不検出
牛の腎臓	0.01ppm
豚の腎臓	不検出
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	不検出
牛の食用部分	0.01ppm
豚の食用部分	不検出
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	不検出
乳	不検出
鶏の筋肉	不検出
その他の家きんの筋肉	不検出
鶏の脂肪	不検出
その他の家きんの脂肪	不検出
鶏の肝臓	不検出
その他の家きんの肝臓	不検出
鶏の腎臓	不検出
その他の家きんの腎臓	不検出
鶏の食用部分	不検出
その他の家きんの食用部分	不検出
鶏の卵	不検出
その他の家きんの卵	不検出

(略)	(略)	魚介類 (さけ目魚類に限る。)	不検出	
		魚介類 (うなぎ目魚類に限る。)	不検出	
		魚介類 (すずき目魚類に限る。)	不検出	
		魚介類 (その他の魚類に限る。)	不検出	
		魚介類 (貝類に限る。)	不検出	
		魚介類 (甲殻類に限る。)	不検出	
		その他の魚介類	不検出	
		はちみつ	不検出	
		ジブエンゾコート	(略)	(略)
		ジブエンゾコート	(略)	(略)
キジトルエン	牛の筋肉	0.02ppm		
	豚の筋肉	0.03ppm		
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03ppm		
	牛の脂肪	0.04ppm		
	豚の脂肪	0.5ppm		
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5ppm		
	牛の肝臓	0.02ppm		
	豚の肝臓	0.05ppm		
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05ppm		
	牛の腎臓	0.02ppm		
	豚の腎臓	0.08ppm		
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08ppm		
	牛の食用部分	0.02ppm		

(略)	(略)	(略)		
			ジブエンゾコート	(略)
			(新設)	(略)

	豚の食用部分	0.4ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4ppm
	乳	0.02ppm
	鶏の筋肉	0.05ppm
	その他の家きんの筋肉	0.05ppm
	鶏の脂肪	3ppm
	その他の家きんの脂肪	3ppm
	鶏の肝臓	0.2ppm
	その他の家きんの肝臓	0.2ppm
	鶏の腎臓	0.1ppm
	その他の家きんの腎臓	0.1ppm
	鶏の食用部分	3ppm
	その他の家きんの食用部分	3ppm
	鶏の卵	0.6ppm
	その他の家きんの卵	0.6ppm
	魚介類（さけ目魚類に限る。）	10ppm
	魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	10ppm
	魚介類（すずき目魚類に限る。）	10ppm
	魚介類（その他の魚類に限る。）	10ppm
	魚介類（甲殻類に限る。）	0.1ppm
(略)		
(削る)		
(削る)		
(略)		
パラチオンメチ	(略)	(略)

(略)		
α-トレンボロ	生の肝臓	0.01ppm
β-トレンボロ	生の筋肉	0.002ppm
(略)		
パラチオンメチ	(略)	(略)



	うめ	1 ppm
	その他のスパイス	2 ppm
(略)		
フエンゾロパトリン	大豆	0.01ppm
	小豆類	0.03ppm
	キヤベツ	0.4ppm
	芽キヤベツ	3 ppm
	カリフラワー	3 ppm
	ブロッコリー	2 ppm
	その他のあぶらな科野菜	3 ppm
	トマト	2 ppm
	ピーマン	2 ppm
	なす	1 ppm
	その他のなす科野菜	2 ppm
	きゅうり	0.5ppm
	かぼちや	1 ppm
	すいか	0.01ppm
	メロン類果実	0.01ppm
	オクラ	1 ppm
	みかん (外果皮を含む。)	2 ppm
	なつみかんの果実全体	3 ppm
	レモン	5 ppm
	オレンジ	5 ppm
	グレープフルーツ	5 ppm
	ライム	5 ppm
	その他のかんきつ類果実	5 ppm
	りんご	2 ppm
	日本なし	2 ppm
	西洋なし	2 ppm
	ワルメロ	0.01ppm
	びわ (果梗を除き、果皮及び種)	3 ppm

	うめ	1 ppm
	その他のスパイス	2 ppm
(略)		
フエンゾロパトリン	大豆	0.1ppm
	小豆類	0.5ppm
	らつかせい	0.01ppm
	ばれいしよ	1 ppm
	キヤベツ	0.4ppm
	芽キヤベツ	0.4ppm
	トマト	2 ppm
	ピーマン	2 ppm
	なす	2 ppm
	きゅうり	2 ppm
	かぼちや	2 ppm
	すいか	0.5ppm
	メロン類果実	0.5ppm
	みかん	0.5ppm
	なつみかんの果実全体	5 ppm
	レモン	5 ppm
	オレンジ	5 ppm
	グレープフルーツ	5 ppm
	ライム	5 ppm
	その他のかんきつ類果実	5 ppm
	りんご	5 ppm
	日本なし	5 ppm
	西洋なし	5 ppm
	ワルメロ	5 ppm
	びわ	5 ppm
	もも	1 ppm
	ネクタリン	0.02ppm
	あんず	0.02ppm

子を含む。)	もも (果皮及び種子を含む。)
ネクタリン	15ppm
あんず	1 ppm
すもも	1 ppm
うめ	3 ppm
おうとう	5 ppm
いちご	3 ppm
ラズベリー	12ppm
ブドウ	12ppm
ブルーベリー	3 ppm
クランベリー	3 ppm
ハuckleベリー	3 ppm
その他のベリー類果実	12ppm
ぶどう	2 ppm
かき	2 ppm
バナナ	0.01 ppm
キウイ	0.01 ppm
パパイヤ	0.01 ppm
アボカド	0.01 ppm
パイナップル	0.01 ppm
グアバ	0.01 ppm
マンゴ	0.7ppm
パッションフルーツ	0.01 ppm
なつめやし	0.01 ppm
その他の果実	1 ppm
ぎんなん	0.2ppm
くり	0.2ppm
ペカン	0.2ppm
アーモンド	0.2ppm
くるみ	0.2ppm

すもも	0.02ppm
うめ	5 ppm
おうとう	5 ppm
いちご	5 ppm
ぶどう	5 ppm
かき	2 ppm
綿実	1 ppm
茶	25ppm
ホップ	0.5ppm

その他のナッツ類	0.2ppm
茶	25ppm
コーヒード豆	0.03ppm
その他のスパイス	10ppm
その他のハーブ	1 ppm
牛の筋肉	0.01ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
牛の脂肪	0.03ppm
豚の脂肪	0.03ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03ppm
牛の肝臓	0.01ppm
豚の肝臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm
牛の腎臓	0.01ppm
豚の腎臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
牛の食用部分	0.01ppm
豚の食用部分	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm
乳	0.01ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家禽の筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm
その他の家禽の脂肪	0.01ppm
鶏の肝臓	0.01ppm

	<u>その他の家きんの肝臓</u> <u>鶏の腎臓</u> <u>その他の家きんの腎臓</u> <u>鶏の食用部分</u> <u>その他の家きんの食用部分</u> <u>鶏の卵</u> <u>その他の家きんの卵</u>	<u>0.01ppm</u> <u>0.01ppm</u> <u>0.01ppm</u> <u>0.01ppm</u> <u>0.01ppm</u> <u>0.01ppm</u> <u>0.01ppm</u>
(略)		
プロクロラズ	<u>米</u> <u>小麦</u> <u>大麦</u> <u>ライ麦</u> <u>とうもろこし</u> <u>そば</u> <u>その他の穀類</u> <u>その他のゆり科野菜</u> <u>ピーマン</u> <u>その他のなす科野菜</u> <u>マツシユルム</u> <u>その他の野菜</u> <u>バナナ</u> <u>パパイヤ</u> <u>アボカド</u> <u>パイナップル</u> <u>マンゴ</u> <u>ひまわりの種子</u> <u>なたね</u> <u>その他のオイルシード</u> <u>その他のスパイス</u> <u>牛の筋肉</u> <u>豚の筋肉</u>	<u>0.05ppm</u> <u>2ppm</u> <u>2ppm</u> <u>2ppm</u> <u>2ppm</u> <u>2ppm</u> <u>2ppm</u> <u>0.4ppm</u> <u>3ppm</u> <u>3ppm</u> <u>3ppm</u> <u>2ppm</u> <u>5ppm</u> <u>1ppm</u> <u>5ppm</u> <u>2ppm</u> <u>2ppm</u> <u>0.5ppm</u> <u>0.7ppm</u> <u>2ppm</u> <u>10ppm</u> <u>0.5ppm</u> <u>0.5ppm</u>

(略)		
プロクロラズ	<u>小麦</u> <u>大麦</u> <u>ライ麦</u> <u>その他の穀類</u> <u>さとうきび</u> <u>レタス</u> <u>マツシユルム</u> <u>オレンジ</u> <u>もも</u> <u>ネクタリン</u> <u>あんず</u> <u>すもも</u> <u>うめ</u> <u>おうとう</u> <u>いちご</u> <u>バナナ</u> <u>パパイヤ</u> <u>アボカド</u> <u>パイナップル</u> <u>マンゴ</u> <u>なたね</u> <u>コーヒー豆</u>	<u>0.5ppm</u> <u>0.5ppm</u> <u>0.5ppm</u> <u>0.5ppm</u> <u>0.05ppm</u> <u>2ppm</u> <u>2ppm</u> <u>5ppm</u> <u>0.05ppm</u> <u>0.05ppm</u> <u>0.05ppm</u> <u>0.05ppm</u> <u>0.05ppm</u> <u>1ppm</u> <u>5ppm</u> <u>1ppm</u> <u>5ppm</u> <u>2ppm</u> <u>2ppm</u> <u>0.5ppm</u> <u>0.2ppm</u>

<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉</u>	<u>0.5ppm</u>
<u>牛の脂肪</u>	<u>0.5ppm</u>
<u>豚の脂肪</u>	<u>0.5ppm</u>
<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪</u>	<u>0.5ppm</u>
<u>牛の肝臓</u>	<u>10ppm</u>
<u>豚の肝臓</u>	<u>10ppm</u>
<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓</u>	<u>10ppm</u>
<u>牛の腎臓</u>	<u>10ppm</u>
<u>豚の腎臓</u>	<u>10ppm</u>
<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓</u>	<u>10ppm</u>
<u>牛の食用部分</u>	<u>10ppm</u>
<u>豚の食用部分</u>	<u>10ppm</u>
<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分</u>	<u>10ppm</u>
<u>乳</u>	<u>0.05ppm</u>
<u>鶏の筋肉</u>	<u>0.05ppm</u>
<u>その他の家きんの筋肉</u>	<u>0.05ppm</u>
<u>鶏の脂肪</u>	<u>0.05ppm</u>
<u>その他の家きんの脂肪</u>	<u>0.05ppm</u>
<u>鶏の肝臓</u>	<u>0.2ppm</u>
<u>その他の家きんの肝臓</u>	<u>0.2ppm</u>
<u>鶏の腎臓</u>	<u>0.2ppm</u>
<u>その他の家きんの腎臓</u>	<u>0.2ppm</u>
<u>鶏の食用部分</u>	<u>0.2ppm</u>
<u>その他の家きんの食用部分</u>	<u>0.2ppm</u>
<u>鶏の卵</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>その他の家きんの卵</u>	<u>0.1ppm</u>

	ひまわり油	1 ppm
(略)		
1-メチルシクロプロペン	ばれいしょりんご 日本なし 西洋なし すもも かき バナナ キウイー (果皮を含む。)	0.01 ppm 0.01 ppm 0.01 ppm 0.01 ppm 0.01 ppm 0.01 ppm 0.01 ppm
(略)		

(2)~(8) (略)

(9) 酢酸トレンボロン試験法

1. 装置

紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフ及び液体クロマトグラフ・質量分析計を用いる。

2. 試薬・試液

次に示すもの以外は、第2 添加物の部C 試薬・試液等の項に示すものを用いる。

なお、「(特級)」と記載したものは、日本産業規格試薬の特級の規格に適合するものであることを示す。  
 弱塩基性陰イオン交換樹脂ミニカラム (500mg) 内径8~9mmのポリエチレン製のカラム管に、カラムクロマトグラフ用イー用に製造したジエチルアミノプロピル化弱塩基性陰イオン交換樹脂500mgを充填したものを又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。  
 カラムクロマトグラフ用イー用ヒドロキシプロピル化デキストラン カラムクロマトグラフ用イー用に製造したヒドロキシプロピル基を化学結合したデキストラン (粒径25~100μm) を用いる。  
 ジクロロメタン ジクロロメタン (特級)

(略)		
1-メチルシクロプロペン	りんご 日本なし 西洋なし かき	0.01 ppm 0.01 ppm 0.01 ppm 0.01 ppm
(略)		

(2)~(8) (略)

(新設)

### 3. 標準品

α-トレンボロン 本品は α-トレンボロン94%以上を含む。

融点 本品の融点は110°Cである。

β-トレンボロン 本品は β-トレンボロン99%以上を含む。

融点 本品の融点は186°Cである。

### 4. 試験溶液の調製

#### a 抽出法

検体を細切均一化した後、その5.00 gを量り採る。なお、筋肉の場合は、可能な限り脂肪層を除いた上で細切均一化を行う。

これにアセトニトリル及びメタノールの混液（4：

1）20mlを加え、細砕した後、毎分2,600回転で5分間遠心分離を行い、上澄液を100mlの分液漏斗中に移す。沈殿にアセトニトリル及びメタノールの混液（4：1）20mlを加え、上記と同様の条件で遠心分離を行い、アセトニトリル及びメタノールの混液層をその分液漏斗中に合わせる。これに水飽和 n-ヘキサン20mlを加え、振とう機を用いて5分間激しく振り混ぜた後、静置し、アセトニトリル及びメタノールの混液層を200mlの分液漏斗中に移す。これに5%硫酸ナトリウム溶液40ml及びジクロロメタン40mlを加え、振とう機を用いて5分間激しく振り混ぜた後、静置し、ジクロロメタン層をすり合わせ減圧濃縮器中に移す。水層にジクロロメタン15mlを加え、上記と同様に操作して、ジクロロメタン層をそのすり合わせ減圧濃縮器中に合わせ、40°C以下でジクロロメタンを除去する。この残留物に n-ヘキサン及びベンゼンの混液（3：1）1 mlを加えて溶かす。

#### b 精製法

① 弱塩基性陰イオン交換樹脂カラムクロマトグラフィー

弱塩基性陰イオン交換樹脂ミニカラム (500mg) に、n-ヘキサン及びベンゼンの混液 (3 : 1) 6 mLを注入し、流出液は捨てる。このカラムにa 抽出法で得られた溶液を注入した後、n-ヘキサン及びベンゼンの混液 (3 : 1) 2 mLを注入し、流出液は捨てる。このカラムにジクロロメタン及びメタノールの混液 (9 : 1) 3 mLを注入し、流出液をすり合わせ減圧濃縮器中に採り、40℃以下で窒素を通じて乾固する。この残留物にベンゼン及びメタノールの混液 (17 : 3) 0.5 mLを加えて溶かす。

② ヒドロキシプロピル化デキストランカラムクロマトグラフィー

内径 6 mmのポリエチレン製カラム管に、カラムクロマトグラフィー用ヒドロキシプロピル化デキストランをベンゼン及びメタノールの混液 (17 : 3) に懸濁し、12時間放置したものをカラムクロマトグラフィー用ヒドロキシプロピル化デキストラン層の長さが120mmになるように充てんする。カラムの上端に少量のベンゼン及びメタノールの混液 (17 : 3) が残る程度までベンゼン及びメタノールの混液 (17 : 3) を流出させる。このカラムに① 弱塩基性陰イオン交換樹脂カラムクロマトグラフィーで得られた溶液を注入した後、ベンゼン及びメタノールの混液 (17 : 3) 10 mLを注入する。最初の流出液2.0 mLを捨て、次の流出液をすり合わせ減圧濃縮器中に採り、40℃以下で窒素を通じて乾固する。この残留物にアセトニトリル及び水の混液 (1 : 1) 0.5 mLを加えて溶かし、これを試験溶液とする。

5. 操作法

a 定性試験

次の操作条件で試験を行う。試験結果は標準品と一致しなければならぬ。

操作条件

カラム充填剤 オクタデシルシリカゲル（粒径 5 μm）を用いる。

カラム管 内径4.0～6.0mm、長さ150mmのステンレス管を用いる。

カラム温度 40℃

検出器 吸光波長340nmで操作する。

移動相 アセトニトリル及び水の混液（5：6）を用いる。α-トロンボロンが約10分で流出する流速に調整する。

b 定量試験

a 定性試験と同様の操作条件で得られた試験結果に基づき、ピーク高法又はピーク面積法により定量を行う。

c 確認試験

a 定性試験と同様の操作条件で液体クロマトグラフイヤー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならぬ。また、必要に応じて、ピーク高法又はピーク面積法により定量を行う。

(10)～(14) (略)

(15) (3)から(14)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法

7 6に定めるもののほか、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含まれるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の

(9)～(13) (略)

(14) (3)から(13)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法

7 6に定めるもののほか、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含まれるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の

第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(6)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。

(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
(略)		
(割る)		

第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(7)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。

(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
(略)		
酢酸トレンボロ	豚の筋肉	α-トレンボロン 及びβ-トレンボロンの和として不検出
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	α-トレンボロン 及びβ-トレンボロンの和として不検出
	牛の脂肪	α-トレンボロン 及びβ-トレンボロンの和として 0.002ppm
	豚の脂肪	α-トレンボロン

その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪

及びβ-トレンボロンの和として不検出

豚の肝臓

α-トレンボロン及びβ-トレンボロンの和として不検出

その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓

α-トレンボロン及びβ-トレンボロンの和として不検出

牛の腎臓

α-トレンボロン及びβ-トレンボロンの和

豚の腎臓

その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓

牛の食用部分

豚の食用部分

その他の陸棲哺乳類に属する動物

として

0.01ppm

α-トレンボロン

及びβ-

トレンボ

ロンの和

として不

検出

α-トレ

ンボロン

及びβ-

トレンボ

ロンの和

として不

検出

α-トレ

ンボロン

及びβ-

トレンボ

ロンの和

として

0.01ppm

α-トレ

ンボロン

及びβ-

トレンボ

ロンの和

として不

検出

α-トレ

物の食用部分

乳

鶏の筋肉

その他の家きんの筋肉

鶏の脂肪

ンボロン  
及びβー  
トレンボ  
ロンの和  
として不  
検出  
αートレ  
ンボロン  
及びβー  
トレンボ  
ロンの和  
として不  
検出  
αートレ  
ンボロン  
及びβー  
トレンボ

その他の家きんの脂肪

鶏の肝臓

その他の家きんの肝臓

鶏の腎臓

ロンの和  
として不  
検出  
α-トレ  
ンボロン  
及びβ-  
トレンボ  
ロンの和  
として不  
検出  
α-トレ  
ンボロン  
及びβ-  
トレンボ  
ロンの和  
として不  
検出

その他の家きんの腎臓

α-トレンボロン  
及びβ-トレンボロンの和  
として不  
検出

鶏の食用部分

α-トレンボロン  
及びβ-トレンボロンの和  
として不  
検出

その他の家きんの食用部分

α-トレンボロン  
及びβ-トレンボロンの和  
として不  
検出

鶏の卵

α-トレンボロン  
及びβ-トレンボロンの和  
として不  
検出

その他の家きんの卵

α-トレンボロン  
及びβ-

魚介類（さけ目魚類に限る。）

トレンボ  
ロンの和  
として不  
検出

α-トレ  
ンボロン  
及びβ-  
トレンボ  
ロンの和  
として不  
検出

魚介類（うなぎ目魚類に限る。）

α-トレ  
ンボロン  
及びβ-  
トレンボ  
ロンの和  
として不  
検出

魚介類（すずき目魚類に限る。）

α-トレ  
ンボロン  
及びβ-  
トレンボ  
ロンの和  
として不  
検出

魚介類（その他の魚類に限る。）

α-トレ  
ンボロン  
及びβ-  
トレンボ  
ロンの和  
として不

	<p>魚介類 (貝類に限る。)</p> <p>魚介類 (甲殻類に限る。)</p> <p><u>その他の魚介類</u></p> <p><u>はちみつ</u></p> <p>α-トレンボロン及びβ-トレンボロンの和として不検出</p> <p>α-トレンボロン及びβ-トレンボロンの和として不検出</p>	<p>検出</p> <p>α-トレンボロン及びβ-トレンボロンの和として不検出</p>
<p>(略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(略)</p> <p>ジブチルヒドロ豚の筋肉</p>	<p>0.03ppm</p>

	<p>キシトルエン</p> <p>豚の脂肪 0.5ppm  豚の肝臓 0.02ppm  豚の腎臓 0.08ppm  豚の食用部分 0.3ppm  鶏の筋肉 0.02ppm  鶏の脂肪 3ppm  鶏の肝臓 0.2ppm  鶏の腎臓 0.1ppm  鶏の食用部分 2ppm  鶏の卵 卵白中に  0.02ppm</p> <p>魚介類（さけ目魚類に限る。） 10ppm  魚介類（うなぎ目魚類に限る。） 10ppm  魚介類（すずき目魚類に限る。） 10ppm  魚介類（その他の魚類に限る。） 10ppm</p>
(略)	(略)
(削る)	<p>バリダマインシ</p> <p>米 0.06ppm  大豆 0.05ppm  ばれいしよ 0.05ppm  やまいも 0.05ppm  てんさい 0.05ppm  だいこん類の根 0.05ppm  だいこん類の葉 0.05ppm  はくさい 0.05ppm  キヤベツ 0.05ppm  チンゲンサイ 0.05ppm  カリフラワー 0.05ppm  ブロッコリー 0.05ppm</p>



(略)	(略)	
(削る)	フェンプロパトリン	
	えんどう	0.1ppm
	そら豆	0.1ppm
	その他の豆類	0.1ppm
	はくさい	3ppm
	カリフラワー	3ppm
	ブロッコリー	3ppm
	その他のあぶらな科野菜	3ppm
	その他のなす科野菜	2ppm
	しろうり	2ppm
	まくわうり	0.5ppm
	その他のうり科野菜	2ppm
	オクラ	2ppm
	ラズベリー	5ppm
	ズラックベリー	5ppm
	ブルーベリー	5ppm
	クランベリー	5ppm
	ハツクルベリー	5ppm
	その他のベリー類	5ppm
	バナナ	2ppm
	キウイ	0.5ppm
	パパイヤ	2ppm
	アボカド	2ppm
	パイナップル	2ppm
	グアバ	2ppm
	マンゴー	2ppm
	パッションフルーツ	2ppm
	なつめやし	5ppm
	その他の果実	5ppm
	その他のスパイス	5ppm
	その他のハーブ	3ppm

	牛の筋肉	0.1ppm
	豚の筋肉	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1ppm
	牛の脂肪	0.5ppm
	豚の脂肪	1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1ppm
	牛の肝臓	0.05ppm
	豚の肝臓	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1ppm
	牛の腎臓	0.05ppm
	豚の腎臓	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1ppm
	牛の食用部分	0.05ppm
	豚の食用部分	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1ppm
	乳	0.1ppm
	鶏の筋肉	0.05ppm
	その他の家きんの筋肉	0.05ppm
	鶏の脂肪	0.02ppm
	その他の家きんの脂肪	0.02ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	その他の家きんの肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	その他の家きんの腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	0.01ppm
	その他の家きんの食用部分	0.01ppm

	鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01ppm 0.01ppm
(略)	(略)	
(削る)	プロクロラズ	
	米	2 ppm
	とうもろこし	2 ppm
	そば	2 ppm
	大豆	0.1ppm
	小豆類	0.05ppm
	えんどう	0.3ppm
	そら豆	0.05ppm
	らつかせい	0.1ppm
	その他の豆類	0.3ppm
	ばれいしよ	0.05ppm
	ざといも類	0.05ppm
	かんしよ	0.05ppm
	やまいも	0.05ppm
	こんにやくいも	0.05ppm
	その他のいも類	0.05ppm
	てんさい	0.05ppm
	だいこん類の根	0.05ppm
	だいこん類の葉	0.05ppm
	かぶ類の根	0.05ppm
	かぶ類の葉	0.05ppm
	西洋わさび	0.05ppm
	クレソン	5 ppm
	はくさい	0.05ppm
	キヤベツ	0.05ppm
	芽キヤベツ	0.05ppm
	ケール	0.05ppm
	こまつな	0.05ppm
	きょうな	0.05ppm

---

---

チンゲンサイ	0.05ppm
カリフラワー	0.05ppm
ブロッコリー	0.05ppm
その他のあぶらな科野菜	5 ppm
ごぼう	0.05ppm
サルシナイ	0.05ppm
アーティチョーク	0.05ppm
チコリ	0.05ppm
エンダイブ	5 ppm
しゅんぎく	5 ppm
その他のきく科野菜	0.05ppm
たまねぎ	0.05ppm
ねぎ	0.05ppm
にんにく	0.5ppm
にら	5 ppm
アスパラガス	0.05ppm
わけぎ	0.05ppm
その他のゆり科野菜	5 ppm
にんじん	0.05ppm
パースニッツ	0.05ppm
パセリ	5 ppm
セロリ	5 ppm
みつば	5 ppm
その他のせり科野菜	5 ppm
トマト	0.05ppm
ピーマン	1 ppm
なす	0.05ppm
その他のなす科野菜	0.05ppm
きゅうり	0.05ppm
かぼちや	0.05ppm
しろり	0.05ppm

---

---

すいか	0.05ppm
メロン類果実	0.05ppm
まくわうり	0.05ppm
その他のうり科野菜	0.05ppm
ほうれんそう	0.05ppm
たけのこ	0.05ppm
オクラ	0.05ppm
しょうが	0.05ppm
未成熟えんどう	0.05ppm
未成熟いんげん	0.05ppm
えだまめ	0.05ppm
しいたけ	2 ppm
その他のきのこ類	2 ppm
その他の野菜	5 ppm
みかん	10ppm
なつみかんの果実全体	10ppm
レモン	10ppm
グレープフルーツ	10ppm
ライム	10ppm
その他のかんきつ類果実	10ppm
りんご	0.05ppm
日本なし	0.05ppm
西洋なし	0.05ppm
サルメロ	0.05ppm
びわ	0.05ppm
ラズベリー	0.05ppm
ブラックベリー	0.05ppm
ブルーベリー	0.05ppm
クランベリー	0.05ppm
ハuckleベリー	0.05ppm
その他のベリー類果実	0.05ppm

<u>ぶどう</u>	<u>0.05ppm</u>
<u>かき</u>	<u>0.05ppm</u>
<u>キウイ</u>	<u>0.05ppm</u>
<u>グアバ</u>	<u>0.05ppm</u>
<u>パッションフルーツ</u>	<u>0.05ppm</u>
<u>なつめやし</u>	<u>0.05ppm</u>
<u>その他の果実</u>	<u>10ppm</u>
<u>ひまわりの種子</u>	<u>0.5ppm</u>
<u>ごまの種子</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>べにばなの種子</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>綿実</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>その他のオイルシード</u>	<u>0.05ppm</u>
<u>ぎんなん</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>くり</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>ペカン</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>アーモンド</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>くるみ</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>その他のナッツ類</u>	<u>0.3ppm</u>
<u>茶</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>ホップ</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>その他のスパイス</u>	<u>10ppm</u>
<u>その他のハーブ</u>	<u>5ppm</u>
<u>牛の筋肉</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>豚の筋肉</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉</u>	<u>0.1ppm</u>
<u>牛の脂肪</u>	<u>0.5ppm</u>
<u>豚の脂肪</u>	<u>0.5ppm</u>
<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪</u>	<u>0.5ppm</u>
<u>牛の肝臓</u>	<u>10ppm</u>

(略)	
(2)・(3) (略)	
(4) パラチオン試験法 6.13)に準じて行う。 (削る)	

(略)	豚の肝臓	10ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	10ppm
	牛の腎臓	10ppm
	豚の腎臓	10ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	10ppm
	牛の食用部分	10ppm
	豚の食用部分	10ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	10ppm
	乳	0.05ppm
	鶏の筋肉	0.05ppm
	その他の家きんの筋肉	0.05ppm
	鶏の脂肪	0.1ppm
	その他の家きんの脂肪	0.1ppm
	鶏の肝臓	0.2ppm
	その他の家きんの肝臓	0.2ppm
	鶏の腎臓	0.2ppm
	その他の家きんの腎臓	0.2ppm
	鶏の食用部分	0.2ppm
	その他の家きんの食用部分	0.2ppm
	鶏の卵	0.1ppm
	その他の家きんの卵	0.1ppm

- (2)・(3) (略)
- (4) パラチオン試験法  
6.12)に準じて行う。
- (5) α-トレンボロン及びβ-トレンボロン試験法  
1. 装置  
紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフ及

び液体クロマトグラフ・質量分析計を用いる。

## 2. 試薬・試液

次に示すもの以外は、第2 添加物の部C 試薬・試液等の項に示すものを用いる。

なお、「(特級)」と記載したものは、日本産業規格試薬の特級の規格に適合するものを示す。

弱塩基性陰イオン交換樹脂ミニカラム (500mg) 内径8～9 mmのポリエチレン製のカラム管に、カラムクロマトグラフイー用に製造したジエチルアミノプロピル化弱塩基性陰イオン交換樹脂500mgを充てんしたものである。又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

カラムクロマトグラフイー用ヒドロキシプロピル化デキストラン カラムクロマトグラフイー用に製造したヒドロキシプロピル基を化学結合したデキストラン (粒径25～100  $\mu\text{m}$ ) を用いる。

ジクロロメタン ジクロロメタン (特級)

## 3. 標準品

$\alpha$ -トレンボロン 本品は $\alpha$ -トレンボロン94%以上を含む。

融点 本品の融点は110°Cである。

$\beta$ -トレンボロン 本品は $\beta$ -トレンボロン99%以上を含む。

融点 本品の融点は186°Cである。

## 4. 試験溶液の調製

### a 抽出法

検体を細切均一化した後、その5.00 gを量り採る。なお、筋肉の場合は、可能な限り脂肪層を除いた上で細切均一化を行う。

これにアセトニトリル及びメタノールの混液 (4 :

1) 20mlを加え、細砕した後、毎分2,600回転で5分間遠心分離を行い、上澄液を100mlの分液漏斗中に移

す。沈殿にアセトニトリル及びメタノールの混液（4 : 1）20mlを加え、上記と同様の条件で遠心分離を行い、アセトニトリル及びメタノールの混液層をその分液漏斗中に合わせる。これに水飽和n-ヘキサン20mlを加え、振とう機を用いて5分間激しく振り混ぜた後、静置し、アセトニトリル及びメタノールの混液層を200mlの分液漏斗中に移す。これに5%硫酸ナトリウム溶液40ml及びジクロロメタン40mlを加え、振とう機を用いて5分間激しく振り混ぜた後、静置し、ジクロロメタン層をすり合わせ減圧濃縮器中に移す。水層にジクロロメタン15mlを加え、上記と同様に操作して、ジクロロメタン層をそのすり合わせ減圧濃縮器中に合わせ、40℃以下でジクロロメタンを除去する。この残留物にn-ヘキサン及びベンゼンの混液（3 : 1）1 mlを加えて溶かす。

#### b 精製法

① 弱塩基性陰イオン交換樹脂カラムクロマトグラフィー

弱塩基性陰イオン交換樹脂ミニカラム（500mg）に、n-ヘキサン及びベンゼンの混液（3 : 1）6 mlを注入し、流出液は捨てる。このカラムにa 抽出法で得られた溶液を注入した後、n-ヘキサン及びベンゼンの混液（3 : 1）2 mlを注入し、流出液は捨てる。このカラムにジクロロメタン及びメタノールの混液（9 : 1）3 mlを注入し、流出液をすり合わせ減圧濃縮器中に採り、40℃以下で窒素を通じて乾固する。この残留物にベンゼン及びメタノールの混液（17 : 3）0.5mlを加えて溶かす。

② ヒドロキシプロピル化デキストランカラムクロマトグラフィー

内径 6 mmのポリエチレン製カラム管に、カラムク

ロマトグラフィー用ヒドロキシプロピル化デキストランをベンゼン及びメタノールの混液 (17 : 3) に懸濁し, 12時間放置したものをカラムクロマトグラフィー用ヒドロキシプロピル化デキストラン層の長さが120mmになるように充てんする。カラムの上端に少量のベンゼン及びメタノールの混液 (17 : 3) が残る程度までベンゼン及びメタノールの混液 (17 : 3) を流出させる。このカラムに① 弱塩基性陰イオン交換樹脂カラムクロマトグラフィーで得られた溶液を注入した後, ベンゼン及びメタノールの混液 (17 : 3) 10mlを注入する。最初の流出液2.0mlを捨て, 次の溶出液をすり合わせ減圧濃縮器中に採り, 40℃以下で窒素を通じて乾固する。この残留物にアセトニトリル及び水の混液 (1 : 1) 0.5mlを加えて溶かし, これを試験溶液とする。

#### 5. 操作法

##### a 定性試験

次の操作条件で試験を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。

##### 操作条件

カラム充てん剤 オクタデシルシリル化シリカゲル (粒径 5 μm) を用いる。

カラム管 内径4.0~6.0mm, 長さ150mmのステンレス管を用いる。

カラム温度 40℃

検出器 吸光波長340nmで操作する。

移動相 アセトニトリル及び水の混液 (5 : 6) を用いる。α-ートレンボンが約10分で流出する流速に調整する。

##### b 定量試験

a 定性試験と同様の操作条件で得られた試験結果

に基づき、ピーク高法又はピーク面積法により定量を行う。

c 確認試験

a 定性試験と同様の操作条件で液体クロマトグラフイヤー・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならぬ。また、必要に応じ、ピーク高法又はピーク面積法により定量を行う。

(6) 二臭化エチレン試験法  
(略)

(7) (3)から(6)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法

8 (略)

9 次の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。

食品（6の(1)の表の第2欄及び7の(1)の表の第2欄に掲げる食品を除く。）に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
(略)		
フェンプロパトリン	綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、 <u>綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。</u> ）	3 ppm
プロクロラズ	小麦ふすま ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油	7 ppm 1 ppm

(5) 二臭化エチレン試験法

(略)

(6) (3)から(5)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法

8 (略)

9 次の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。

食品（6の(1)の表の第2欄及び7の(1)の表の第2欄に掲げる食品を除く。）に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
(略)		
(削る)		
(削る)		

(略)  
10～12 (略)

(略) に限る。  
10～12 (略)